

# 救急車による転院搬送ガイドライン

埼玉県北部地域メディカルコントロール協議会

平成 30年 4月 1日

## 1 目的

このガイドラインは、救急業務としての転院搬送を適切かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものである。

## 2 定義

「転院搬送」とは医療機関に收容されている傷病者を他の医療機関へ搬送することをいう。

## 3 転院搬送の要件

救急業務としての転院搬送は、原則として以下の（１）及び（２）の条件を満たす傷病者について、転院搬送を要請する医療機関（以下「要請医療機関」という。）の医師によって、医療機関が所有する患者等搬送車、民間の患者等搬送事業者、公共交通機関等、他の移送手段が活用できないと判断される場合に実施する。

### （１）緊急性

緊急に処置が必要であること。

### （２）専門医療等の必要性

要請医療機関では困難な、下記のいずれかの医療が必要であること。

ア 高度医療

イ 専門医療

ウ 緊急の手術等

## 4 転院搬送の実施にあたり必要な事項

### （１）搬送先医療機関の選定

あらかじめ要請医療機関において行い、受入れの承諾を得ておくこと。

### （２）救急自動車への同乗

転院搬送にあたっては、原則として医師又は看護師が同乗すること。同乗できない場合は、救急隊のみで搬送することについて、要請医療機関が患者、家族及び搬送先医療機関に説明をして承諾を得ること。

なお、医師等が同乗できない場合でも、要請医療機関は、患者の容体変化や搬送時間を見込んだ処置、また搬送途上において救急隊が指示・助言を仰げるよう、対処できる体制をとるものとする。

### （３）地理的な範囲に関する事項

搬送先医療機関の選定にあたっては、本来の救急業務に支障のないよう、所要時間や距離等を考慮して決定する。

### （４）転院搬送を前提に傷病者を受入れた場合の対応

あらかじめ転院搬送を前提として傷病者の受入れを行った医療機関は、上記３に関わらず、転院搬送を要請することができる。

## 5 手続

### (1) 要請方法

要請医療機関は、「転院搬送依頼書（別紙様式）」（以下、「依頼書」という。）に必要事項を記入し、管轄消防本部に119番通報の上、FAX又はメールで送付するか、119番通報後、救急車が到着するまでに依頼書を作成しておく。救急車が到着したら、送付済の場合も含め、救急隊に依頼書原本を手交するものとする。

### (2) 搬送時の引継ぎ等

要請医療機関は、救急隊の到着に備え搬送の準備をしておく。また、救急隊は、搬送に必要な傷病者情報等を確認し、必要に応じて担当医師等から情報提供を受けることとする。

### (3) 搬送後の報告等

救急隊は、転院搬送完了後、実施状況を消防長に報告するとともに、当該記録を保管することとする。また、必要に応じて要請医療機関に連絡をする。

## 6 その他

### (1) 民間患者等搬送事業に関する情報提供

消防本部は、必要に応じて利用可能な民間患者等搬送事業について、医療機関へ情報提供を行う。

### (2) 医師等の帰院について

医師等の帰院手配については、その都度、医師等と協議し、状況に応じて配慮する。

### (3) 調査・検証

消防本部は、必要に応じて、転院搬送の活動記録に基づいた実施状況について、調査・検証を行うこととする。

## 7 附則

このガイドラインは平成30年4月1日から施行する。